

文教厚生常任委員会会議録

[平成22年 6月22日開催]

南あわじ市議会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成22年 6月22日
午前10時00分 開会
午前11時12分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
委 員	小 島 一
議 長	川 上 命

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	淵 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	塚 本 圭 右
市 民 生 活 部 長	堀 川 雅 清
健 康 福 祉 部 長	郷 直 也
教 育 部 長	奥 村 智 司
市 民 生 活 部 次 長	細 川 貴 弘

健康福祉部次長	藤	本	政	春
教育部次長	岸	上	敏	之
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	垣	本	義	博
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	小	坂	利	夫
健康福祉部保険課長	馬	部	総	一郎
健康福祉部健康課長	中	濱	素	三子
健康福祉部少子対策課長	福	原	敬	二
教育委員会教育総務課長	片	山	勝	義
教育委員会学校教育課長	三	谷	高	資
	(学校教育指導主事)			
教育委員会人権教育課長	大	谷	武	司
教育委員会生涯学習	橋	本	浩	嗣
文化振興課長	高	辻	隆	雄
青少年育成センター所長	細	川	協	大
清掃センター兼				
衛生センター所長				

II. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第49号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について…………… 1 3
 - ② 議案第50号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
…………… 1 6
 - ③ 議案第51号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
…………… 1 8
 - ④ 請願第1号 請願書「7価肺炎球菌、子宮頸がんワクチン公費助成を求める件」に
ついて…………… 8
 - ⑤ 請願第2号 請願書「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復
元と堅持に関する件」について…………… 5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 1 9
3. その他…………… 2 0

III. 会議録

文教厚生常任委員会

平成22年 6月22日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時12分)

○楠 和廣委員長 皆さん、おはようございます。

このところ湿度の高い日が続いていますが、降る雨にアジサイの花が一段と見事に感じる、また季節感を感じるどころ、きょうは、文教厚生常任委員会の開催ということで、執行部の方々、また委員の皆様方には定刻、御出席をいただきまして御苦労さんでございます。

きょうは、御案内のとおり付託されました案件の審査と終了後、管内調査の計画でございます。午前、午後にわたりましての御協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより審査に入るわけですが、その前に、執行部の方ごあいさつをお願い申し上げます。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

梅雨の季節に入っておりまして、非常に毎日がうっとうしい日が続いております。今も、委員長さんからお話がありましたとおり、第33回の定例会で、文教厚生常任委員会付託をお願いいたしました案件について、きょう審議を願うところでございます。条例の制定関係、また改正関係でございます。どうぞ適切妥当な御決定をお願い申し上げたいと思います。

ちょっと2件について、もう皆さん、議員の先生方も御案内のとおりやと思うんですが、実は、この6月26、27、新年度予算を組ませていただいた「元気出そう！商い応援振興券」。この発売を一応この2日間で行うと、売れ残った場合は、28、29で対応するんですが、緑市民センター、それからシーパ、三原市民センター、南淡公民館、この4カ所で発売をいたします。御案内のとおり一人2万円。プレミアムが10%つくわけでございます。また、議員の先生方も御購入、御協力をお願いできたらと思います。

2番目は、これもきのうも御報告、またお願いをしたんですが、ちょうど7月1日、第60回目を迎えます社会を明るくする運動が展開されます。ちょうど終戦後の非常に混沌とした社会の中でこの運動が始まって、ちょうど60年になるわけでございます。きのうは推進委員会、南あわじ市で開催されまして、7月1日からの1カ月間、強化月間ということで、いろいろな取り組み、啓発をするわけでございます。また議員の皆様方にも、その場面によって、御理解、御協力を賜る場面があると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、大変申しわけないんですが、あと所用がございますので、中座させていただきます。

す。

○楠 和廣委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから第33回定例会において、当委員会に付託された議案について審査を行います。

1. 付託案件

- ⑤ 請願第2号 請願書「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件」について

○楠 和廣委員長 まず、請願2件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 御異議ございませんので、請願提出者の出席を求めている、請願第2号、請願書「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件」についてを議題といたします。審査に当たり、会議規則第130条の規定により、紹介議員の森上祐治議員、並びに地方自治法第109条第6項の規定により参考人として、請願書提出者の兵庫県教職員組合三原支部から宮内博書記長様に説明のため、出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、出席を求めることにします。暫時休憩をします。

(休憩 午前10時04分)

(再開 午前10時05分)

○楠 和廣委員長 再開します。

紹介議員より趣旨説明を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、趣旨説明を求めます。
森上祐治議員。

○森上祐治議員 それでは、請願書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。請願書をごらんいただきたいと思います。

南あわじ市議会議長 川上 命様

平成22年6月1日

請願団体 住所 南あわじ市市市299-2

団体名 兵庫県教職員組合三原支部

代表者名 支部長 小田 康人

紹介議員 森上 祐治

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件
趣旨の、請願の趣旨を申し上げます。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、教育は未来への先行投資であることが、多くの国民の共通認識となっております。日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。日本の小中学校で30人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば、小学校54%、中学校82%となっております。子供たちは、さまざまな価値観や個性、ニーズを持っており、小1プロブレム、中1ギャップへの対応も必要となっております。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。保護者へのアンケートによると、保護者が思う適正な1学級の一クラスの児童生徒数は、30人と答えた人が、45.4%、25人が20.5%、20人が16.0%、35人8.4%の順となっております。「日本の教育を考える10人委員会2007年保護者アンケートによる」でございます。

このように、保護者の30人以下学級を望んでいることは、明らかであり、国民の願いです。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきであります。教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で、日本は、トルコに次いで下位から2番目となっております。GDPに占める教育費の割合、OECD平均4.9%、日本は3.3%であります。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しております。将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であります。子供たちが、全国どこに住んでいても、教育の機会均等が確保され、教育水準の維持向上されるように、施策を講じる必要があります。こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向けて下記事項の実現について、地方自治法第99

条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づいている少人数学級を推進すること。具体的、学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。上記の項目について、政府と関係機関に対し、意見書を提出すること。」

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○楠 和廣委員長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時11分)

(再開 午前10時12分)

○楠 和廣委員長 再開します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

請願第2号 請願書「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元と堅持に関する件」についてを採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって請願第2号は、採択すべきものと決定しました。

採択すべきものと決定した請願第2号について、当委員会で意見書提出の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

④ 請願第1号 請願書「7価肺炎球菌、子宮頸がんワクチン公費助成を求める件」について

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、当委員会での発委を行うこととします。意見書案及び提出先については、後刻検討します。

次に、請願第1号 請願書「7価肺炎球菌、子宮頸がんワクチン公費助成を求める件」についてを議題といたします。

審査に当たり、会議規則第130条の規定により、紹介議員の森上祐治議員に説明のための出席を求めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、出席を求めることにします。暫時休憩します。

(休憩 午前10時13分)

(再開 午前10時14分)

○楠 和廣委員長 再開します。紹介議員より趣旨説明を求めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。森上祐治議員。

○森上祐治議員 請願書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。請願書をごらんいただきたいと思います。

南あわじ市市議会議長 川上 命様

平成22年5月26日

住所 南あわじ市広田広田865-7

団体名 淡路小児科医会

代表者会長 田中一宏

紹介議員 森上祐治

7価肺炎球菌、子宮頸がんワクチン公費助成を求める件

請願の趣旨を申し上げます。

我が国では、予防接種法並びに結核予防法に基づいて、公費で接種できるワクチンとして、麻疹、風疹、百日咳、破傷風、ジフテリア、結核、日本脳炎、ポリオがあります。しかし、諸外国では、肺炎球菌、インフルエンザ菌を初め、多くのワクチンが公費助成されております。これらワクチンで防げる病気に罹患し、闘病生活を強いられたり、重度の後遺症に苦しんだり、亡くなってしまう子供もいます。今年度から兵庫県がインフルエンザB型菌、ヒブワクチンの助成を始めることにより、南あわじ市でも今年度からの助成を検討されていると伺っております。しかし、7価肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの助成は、行われておりません。肺炎球菌は、子供の髄膜炎、肺炎などの重度の疾患の起因菌ですし、子宮頸がんワクチンは、文字どおりワクチン接種により子宮頸がんの発生を90%以上抑制すると言われております。少子化対策の一環として、また医療費高騰の抑制策にもなることで、費用対効果は十分証明されております。ぜひ南あわじ市において、7価肺炎球菌ワクチン並びに子宮頸がんワクチンの公費助成を要請いたします。

記

1. 2歳未満の乳幼児に対する7価肺炎球菌ワクチンの公費助成を行うこと。

2. 10歳から15歳までの女兒に対する子宮頸がんワクチンの助成を行うこと。

上記項目について、国、兵庫県に対し、意見書を提出するとともに、南あわじ市において、公費助成を先行実施するよう要望いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○楠 和廣委員長 趣旨説明が終わりました。また、請願者より別途資料が提出されておりますので、配付いたしております。

この配付資料の説明については、執行部の健康福祉部にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、健康課長お願いをいたします。

○健康課長（中濱素三子） 失礼します。

それでは、小児用7価肺炎球菌結合ワクチンの医療経済効果、ワクチン導入簡易シミュレーションソフトによって、実施した内容について説明させていただきたいと思っております。

まず、左半分ですけれども、対象年齢ですけれども、一応ゼロ歳から9歳までが対象になりますが、一応これでは、ゼロ歳から4歳までを対象にしております。

南あわじ市の人口を入れまして、その対象年齢数が2,089人になる予定です。その人たちの50%がワクチンを受けるとなれば、1,045人になります。ワクチン単価費用が、大体1万円ということで、ワクチン単価は、6,800円で、接種料が、3,200円で合計1万円ということになりまして、そのうちの30%を自治体が負担するという形でシミュレーションされています。4番目のワクチン接種費用ですけれども、年齢によって、接種回数が異なってきます。ゼロから6カ月では、4回、7から11カ月では、3回、1歳を過ぎましたら、2回、2歳を過ぎましたら、1回というような形で、そのうち50%が実施しましたら、1,778回ということになりまして、それに3,000円を掛けましたら、自治体の負担額が533万4,000円、患者負担が、1,244万6,000円ということで、合計1,778万円の費用が必要となってきます。しかし、右半分のほうに移りますと、ワクチンを実施しないで感染した場合ということで、肺炎と髄膜炎と敗血症と中耳炎で積算されております。肺炎は、ワクチンを導入しないで90人の人が感染しますと、一人28万9,000円かかるということで、2,603万円。中耳炎におきましては、大体4,171回かかるということで、4億8,314万円ということで、合計5億916万円医療費がかかるということで、ワクチンを導入しましたら、そのうち90人が予防できて、2,603万円の減、それから中耳炎におきましては、3,990回予防できて、4億4,883万円の減ということになりまして、導入することによって、4億7,486万円の減ということになります。

それを2番目が、ワクチンを5歳以下の人に接種した場合、医療費削減効果が2,107万円で、5年間の軽減によって、大体5,537万円ということになりまして、下の図につきましては、それぞれのワクチンを導入することによって、ワクチン費用が1,778万円ですし、それからワクチンを導入することによって、3,430万円と2,107万円ということで、5,537万円削減されることができるといことが、シミュレーションの結果出ております。

そしたら、2つ目、子宮頸がんについてですけれども、子宮頸がんは、一応予防ワクチンの費用対効果ということで、数式モデルで12歳の子全員に接種した場合に、子宮頸がんの発症数の数、死亡数を約73%削減することができるということで、そうすることによって、将来の治療費とかがんの治療費、それから労働による損失等を間接費用を合わせますと、社会全体で約190億円の削減効果があると言われております。そして、ワクチン接種に全体にかかる費用としましては、3回実施するというので、12歳の女児58万人に対して3回接種しまして、3回で3万6,000円としまして、212億円かかるということになっております。

2つ目は、横のグラフが年齢で、上が費用ですか。対費用効果がこれだけあるというこ

とで、これは、アメリカの分かと思えますけれども、10歳から29歳への接種につきましては、これだけの削減効果があるとされておりまして。

以上です。

○楠 和廣委員長 配付資料の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 紹介議員にこの請願書の取り扱いについてちょっとお聞きするんですが、先ほどの請願については、参考人も出席されて、恐らく質問に対する答弁を一生懸命なされて、趣旨を説明するつもりで来られておったと思います。最近、よく思うんですが、この請願書の取り扱いについての紹介議員の立場で言いますと、請願書だけがほうりつけられて、言葉は適当かどうかわかりませんが、書類だけが預けられて、ほうりつけられて、一切そういう場所にも出てこない、この取り扱いについて、紹介議員としてどのように思われますか。

○楠 和廣委員長 森上議員。

○森上議員 今蓮池委員がおっしゃった同じようなことを私も実は、多分そういう趣旨でおっしゃられているんだと思うんですが、私もこのたび医学的な観点でのお医者さんからの医師会からの紹介ということで、たまたま私たち今年1月ぐらいでしたが、会派で勉強会したことがございまして、この田中先生からレクチャーを受けてという延長線上で持ってこられたんですけども、今蓮池委員がおっしゃったように、我々議会としても請願というのは、市民からの一つの形としての提言であるということで、我々南あわじ市議会では重く受けとめてですね、従来慎重に審議して、またこれは必要だと思う場合は、中央、国、県に対してあるいは、市、当局に対してですね、意見書なりこう送付しております。だから、当然責任者、請願の責任者が来られてですね、積極的に質問に答えていただくということが本来なんです。私も実は、受けたときはそういう約束でおったんですが、ところがやはり、どうしてもお医者さんのほうの都合がつかなくて、現職のお医者さんですので、きょうはどないしても出られんということで、1週間ほど前にちょっと欠席させていただくということで、これはもう議員さんにくれぐれもよろしくお伝えくださいということでおっしゃってました。私も請願を紹介した責任がありますんで、議員さん各位から質問を受けた場合、やっぱり紹介者が、請願者がいないということになったら、一定の説明をせないけませんので、かわって。そういうのも悩みまして、先ほども資料の予習で勉強しました。ところが、わからんことがありまして、委員長にも内々相談させて、これ

はどういう扱いさせてもらったらよろしいですか。こんなもん執行部に関係部局に説明してもらわんかいなというような、あんたから言うてもうたらそれに対応しますというような配慮もいただいております。そういうことで、我々南あわじ市議会としては、こういう請願書を真摯に受けとめてですね、慎重に審議してやっていると、私自身は南あわじ市議会の誇りを持っておりますので、今回参加できなかったということをまた議会の意向を田中医師にお伝えしたいと思っております。以上でございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池委員 法的な根拠もありますし、内容的には、その原案にはよく理解できるんです。ただ、その扱い方について、紹介議員としてどんなお考えでおんのかなとそういうことでお聞きしました。それだけです。終わります。

○楠 和廣委員長 森上議員。

○森上議員 先ほど、この資料の説明していただきましたように、健康課長のほうからね。私もこの肺炎球菌、それから7価、7価というのは、子供を対象にしたワクチンらしいんですが、子宮頸がん、これもやはり最近非常に子宮頸がんというのはふえていると、それもやはり子供たちの生活環境、いろいろ社会的な環境が変わってきますよね。かなり性の世界での自由になってきているというような背景がございまして、増加していると。これはやっぱり社会的に大きく抑えていかなあかんというような観点から、このワクチンの問題、それも非常に重要な問題。できたら、国を初めですね、県、それから市、当局のほうも非常に財政の厳しい中ではございますが、ぜひとも前へ進めていただきたいというふうに強くお願いする次第でございます。

○楠 和廣委員長 ほかに。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時31分)

○楠 和廣委員長 再開します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

御異議がございませんので、これより採決を行います。

請願第1号 請願書「7価肺炎球菌、子宮頸がんワクチン公費助成を求める件」について採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、請願第1号は採択すべきものと決定しました。

採択すべきものと決定した請願第1号について、当委員会で意見書提出の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、当委員会で発委を行うこととします。

意見書案及び提出先については、後刻検討します。

次に、執行部提出議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、本委員会は質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

① 議案第49号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

それでは、議案第49号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 49号からやね。この扶養親族申告書を創設する案ですけども、従来は、所得税のときに、サラリーマンだったら年末調整とかで扶養親族申告しておって、それが市税のほうに反映されるというシステムになっておったと思うんですけども、これが所得税のほうで、申告書が廃止になったんですかね。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 今回の年少扶養控除の廃止に伴いまして、所得税のほうでは必要がなくなったということでございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 よくわからないんですけども、わからないんで質問しているんですけども、従来は、結局申告書は不要だったんですね。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 申しわけございません。従来は、給与所得者ですと、年末調整のときにつけたりとか言う形で、それがこちらのほうに手続上回ってきて、それをもとに住民税の申告に使用していたということで、今回、税法の改正によりまして、所得税のほうでは要らなくなったんですけども、それを従来どおりシステムを維持しようということで、その手続を行うがゆえに、地方税法の改正を行いまして、国のほうとは、今後事務手続上の連携などを協議していく手続がまだ残っておるんですが、法律上そういうような形で、今の仕組みを残そうということでの今回の法改正を受けての条例改正でございます。

○久米啓右副委員長 わかりました。この件については、終わります。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

○久米啓右副委員長 ほかの件でよろしいですか。

○楠 和廣委員長 久米委員。ほかの件について。
久米委員。

○久米啓右副委員長 これは、国の施策によつてのことなんですけども、たばこ税は、今年度は3億2,000万円の税収を見込んでますね。これは、値上げ分も入っているのとなっておるんですが。これは、予算案のときの説明では、値上げした分を含んで1,000万円ですか、1,100万円ほど余分に計上しているんですけども、全く同じ程度のたばこの税が収入されたということで、3億2,000万は、予算計上されておったんですね。3月の予算のときの質問で申しわけないんですけども。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 予算のことなんですけども、簡単に申しますと、10月1日で今回のたばこ税の改正で税率が上がりますものですから、10月までにつきましては、旧の定率で単価をおかしていただいております。11月分からは、新の税率で予算をおかしていただいております。ただ、前年度比とか、値上げによるたばこモラル等の勘案という部分と税率分の増収分も含めて、予算を計上させていただいた額が3億2,000万弱ということで、前年比で103.7%。これは税込ベースでございますけども、そういう形で予算のほうは計上させていただいておるわけなんですけども。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 ちょっと把握しにくいと思うんですけども、たばこをやめる人の率ってどれくらい想定されとるかわかります。わからなかったら結構です。

○楠 和廣委員長 わかりますか。
税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 国の数字なんかも参考にしたわけなんですけども、禁煙ブーム等で毎年販売本数が減少にあるのは事実でございます、本数ベースで10月までの計算では、前年比で92%の本数の減を見込んでおります。影響につきましては、単価が上がるという部分も含めまして、11月分からにつきましては、対前年比80%と見込んでおります。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 ほかに。ほかに質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

御異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第49号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第50号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 次に、議案第50号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 本会議でも質問出てたんですが、同僚議員から質問が出てたと思うんですが、同じ重複した質問になるんで、確認の意味でちょっとお答えいただきたいと思います。課税額が増額になって、何世帯が影響あって、幾ら税収がふえるかという質問があったかと思います。それをもう一度説明いただけますでしょうか。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 今回、基礎課税限度額、国保の医療分の基礎課税額の限度額と後期高齢者の支援金等の課税額の限度額が、それぞれ3万円、1万円、トータルで4万円の増となっております。これをもちまして、超過限度額の対象となる世帯につきましては、約380世帯、金額にしますと、約1,489万円程度の増収ということになります。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 国民健康保険税が、本会議の質問でも3年連続の値上げになっているというようなことで、市民の生活も圧迫しておるとい趣旨の質問、質疑もあったかと思えます。国の施策、法律の改正による条例の改正ということで、特に市のほうとしてはどうかということではないんですが、直接この条例とは関係ないんですが、その国保税の未収分の回収のほうは進んでおるんでしょうか。状況がわかりましたらお願いいたします。

○楠 和廣委員長 収税課長。

○収税課長。（垣本義博） 失礼します。現在、国保税の滞納繰越分、約4億8,000万弱ございます。それにつきまして、滞納繰越分の徴収率なんですけども、前年16.28、21年度3月末で、16.75ということで、滞納の繰越分につきましては、わず

かながら0.5近くのアップとなっております。以上です。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 収税のほうも大変かと思います。税金、国保税のアップということで今回この条例が国の施策に基づいて改正されるんですけども、それもあわせて、収税のほうもよろしくお願いたしたいと思います。これは、もう答弁結構です。終わります。

○楠 和廣委員長 はい、ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 5月31日が終わりました、国保の決算ができたと思いますが、残額といえますか、繰越は幾らになりましたでしょうか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 決算の剰余金の見込み額が2,020万9,000円でございます。

○楠 和廣委員長 ほかに。質疑ございませんか。
質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第50号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。
よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
審査の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は、11時といたします。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前11時00分)

③ 議案第51号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 再開いたします。

次に、議案第51号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 本会議のときに説明いただいた説明でちょっとわかりにくいところもあるんですが、条例自体は問題ないと思うんですが、条例の説明について、母子家庭と医療費助成事業というて、母子家庭というのは、母子家庭の助成ではなく、高齢者とかいろんな助成制度全般について、これ含まれているんですね。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） この条例の中には、母子家庭等医療費助成のほかに、老人医療費助成、それから重度障害者助成、乳幼児等医療費助成がございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 それら全般についてのことだと思うんですが、医療費の対象としていない人の中に、法の規定によって療養の給費を受けることができるものというふうに入っていて、ただ除外されるのに、母子家庭の母及び父子家庭の父となっています。あとこの本会議で副市長が読み上げた文言で、母子家庭の母、及び、父子家庭の父が、後期高齢者医療費の被保険者であった場合となっているんですけども、特に条例とは関係ないんですけども、母子家庭の母が、後期高齢者の被保険者というケースがあるんでしょうか。南あわじ市では。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 普通でいきますと、後期高齢者医療の該当される方は、7

5歳以上でございます。一部65歳以上で、一定の障害を持たれて、承認を受けられた方も一部入っておられますけども、普通でいきますと、75歳以上の方が、18歳未満のお子さんがおられるというようなケースは、非常に少ないというか、珍しいケースではあるとは思いますが、絶対ないかといいますと、例えば、養子縁組をされて、お子さんがいるようになったというような方もケースとしてはあり得るのではないかというようなことでございます。今のところそういう方が、該当される方があるということを承知しているわけではございません。

- 楠 和廣委員長 ほかに。ございませんか。
質疑がございませんので、質疑を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第51号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 楠 和廣委員長 挙手多数であります。
よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りいたします。6月28日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。お諮りをいたします。

2. 閉会中の調査事件申し出について

(「一任」と呼ぶ者あり)

- 楠 和廣委員長 それでは、そのようにさせていただきます。
次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。
御手元に配付の「閉会中の調査事件申し出一覧表」のとおり議長に申し出してよろしいかお伺いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、議長に申し出することにいたします。

次に、その他に入ります。

請願第1号採択により意見書の提出について、御手元に配付の「7価肺炎球菌、子宮頸がんワクチン公費助成を求める意見書」(案)により検討願います。

当委員会で、「7価肺炎球菌、子宮頸がんワクチン公費助成を求める意見書」提出の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、当委員会から発委を行うことにします。

次に、請願第2号採択による意見書の提出について、御手元に配付の「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する意見書」(案)による検討願います。

当委員会で「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する意見書」提出の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

3. その他

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、当委員会から発委を行うこととします。

その他何かございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 昨年も意見書を県に対して出させていただいたんですけども、今年も淡路三原高校の募集定員を320名とするというふうな意見書を出したいというふうに発議したいんですけど、どうでしょうか。

ちょっと資料を配らせていただきます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、御手元に案をお配りさせていただいたんですけど、御存じのように、南あわじ市内においては、淡路三原高等学校が現在定員280名ということで募集さ

れております。ほかの洲本市、淡路市の地域と比べますと、極端に低い高校の開門率というふうになっておるのが御存じのことやと思います。今後もその状態はずっと続くわけではございません、一部には、淡路全体を全県的に校区を開放するというふうな意見も聞くわけですが、やはり通学の負担、お金と時間両方ですが、非常に大きなものがありまして、引き続いてこの南あわじ市議会としても県に対して、県立淡路三原高校の募集定員を増員、一クラスふやすというふうな要望を出していくべきやというふうに思います。この件について検討をお願いしたいと思います。

○楠 和廣委員長 当委員会で、県立淡路三原高校の平成23年度募集定員を320名とすることを求める意見書提出の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、当委員会から発委を行うこととします。その他何かございませんか。なければ、執行部からの報告事項がありましたらお願いいたします。執行部何か報告ございませんか。ないようでございますので、文教厚生常任委員会を閉会をいたします。閉会に当たり、副委員長の久米副委員長よりごあいさつがございます。

○久米啓右副委員長 本日の文教厚生常任委員会の午前の部において、執行部の方の丁寧な答弁どうもありがとうございました。午後から管内調査ということで、13時30分出発予定しております。執行部関係の方、その時間に御集合お願いしたいと思います。それでは、これで午前の部の文教厚生常任委員会を終わりたいと思います。どうも御苦労さまでした。

(閉会 午前11時12分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 6月22日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣